

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 岩手県立気仙光陵支援学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年11月19日
 - (2) 本監査実施日 令和8年1月27日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年3月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	契約当初、委託業者と業務内容を確認しており、現在は特に問題なく業務が実施されているが、業務内容をより明確にするため、協議書を作成し委託業者と取り交わす。 積算については、前担当者からの聞き取り内容をもとに、次回契約から追記する。 令和6年度から業務仕様を変更しようとしたが、資料収集など準備に手間取り、見込んでいたより時間が足りず、急いで発注業務を進めたことにより、令和6年2月の本監査での注意事項等を失念し、文言や積算確認がおろそかになった。 今後は業務内容を箇条書きにして、何を実施するのかを明確にする。さらに、その業務ごとに必要な時間を積算資料に記載し積算根拠を明確にする。 また、検収表の様式を契約書に添付する。 これらのことを担当者が実施し、事務長が最終チェックを行うことで、再発防止を図る。

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年12月11日
 - (2) 本監査実施日 令和8年1月27日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年3月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
支出事務の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、支出事務の適正な執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	不適切事案については全て処理済。 当該職員の公務員としての倫理及び資質の欠如と令和3年度事案の再発防止策を継続・徹底させなかったことが当該案件を発生させる一因となつた。 業務進捗管理表を共通フォルダで管理し情報共有することで未処理防止に努める。また、主任主査、事務長が定期的に管理表のチェックを行うとともに、処理に遅れがある場合は副担当がフォローする等室内全体で遅延のないよう処理することとした。 疑義がある場合は室内で相談、報告をし、必要に応じて所管課や審査指導監に照会する等、再発防止に努めているところである。

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第15号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
 岩手県監査委員 名須川 晋
 岩手県監査委員 鈴木 慶 太
 岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡第一高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和8年1月6日から同月30日まで

イ 本監査実施日 令和8年2月12日

（3） 監査結果の公表の日 令和8年4月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから減額調定しているものが1件、39,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>調定は処理済みであること。</p> <p>休学生徒の授業料の減額調定を6月初旬にすべきところを9月24日に処理したものの。</p> <p>授業料については、国の就学支援金制度により、実際に金銭収入を伴わないことから、収入調定の事務処理が疎かになっていた実態がある。</p> <p>今後は、授業料の増減を伴う事案が確定した直後（1週間以内）に収入調定の事務処理を行うことを徹底する。この取扱いを所属職員全員で厳格に運用することを毎年度始に確認する。</p>

2（1） 監査対象機関名 岩手県立花巻南高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和8年1月6日から同月30日まで

イ 本監査実施日 令和8年2月12日

（3） 監査結果の公表の日 令和8年4月7日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
施設修繕の契約に当たり、執行管理体制に不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>執行管理体制について、今後同様の不適切な事務処理が起きないように再発防止策を策定した。</p> <p>決裁者（事務長）が担当する業務の施行伺、契約伺は校長決裁とする。</p> <p>見積合わせ依頼処理について、通信記録（FAX送信、郵券受払簿等）を残し関係書類に添付する。</p> <p>担当者が不在の場合でも、他の職員が書類を確認できる</p>

ように保管場所を定める。

業務進捗管理表を作成し、進行中の業務について進捗状況を随時確認できるように一覧で管理する。